

令和5年度都立多摩工科高等学校体育施設開放に伴う団体登録募集要領

1 目的

この要領は、都立多摩工科高等学校の体育施設を広く都民のスポーツ活動の場の使用に供するために、利用団体の募集手続き等を定めることを目的とする。

2 実施内容

(1) 開放施設及び種目

- ア グラウンド サッカー 野球（硬式・軟式）
- イ テニスコート 硬式テニス ソフトテニス

(2) 開放日時等

施設名	年間開放予定日数等	開放時間（区分）	光熱水費負担
グラウンド	2日（土・日曜日）	午前2回・午後2回	無
テニスコート	32日（日曜日）	午前32回・午後32回	無

※開放時間区分：午前 9:00~12:00 午後 13:00~16:00

※開放予定日数、光熱水費負担については、変更する場合がある。

(3) 使用者

体育施設を使用できる者は、次の要件を満たす団体とする。

- ア 主に都内に在住・在勤・在学する者で構成された10名以上の団体
- イ 指導統轄を行う20歳以上の責任者がいる団体
- ウ アマチュア活動を目的としている団体
- エ 営利を目的としない団体
- オ 団体の運営が計画的、組織的かつ民主的に行われており、定期的に活動を行っている団体
- カ その他運営委員会が定める条件を満たす団体であること。

団体区分及び団体の定義は、別表1のとおりとする。

3 登録手続き

登録を希望する団体は、以下のとおり必要書類を提出しなければならない。

(1) 受付期間

令和5年2月27日（月）～令和5年3月8日（水）（消印有効）

(2) 周知方法

本校ホームページに掲載する。

(3) 提出書類

- ア 都立学校施設使用団体登録申請書 [施開様式2]
- イ 登録団体構成表 [施開様式3]
- ウ 利用回数意向調査表 [学校様式1-1] または [学校様式1-2]

(4) 提出方法及び提出先

第3(3)で定める提出書類を、**郵送または持参**により本校経営企画室施設開放担当宛に提出する。ただし、新規に登録する場合は、事前に本校に電話連絡の上、提出すること。なお、**入学選抜事務等により窓口を閉鎖している場合があるので、持参の場合は本校HPで日程を**

確認すること。

(5) 登録決定

ア 運営委員長は、速やかに書類審査を行い登録を決定する。

イ 団体登録を決定した団体（以下「登録団体」という。）には登録証を交付する。

ウ 登録有効期間は4月1日から3月31日までの1年間とする。ただし、登録団体数によっては2年間を限度とすることができる。

4 使用手続き

登録団体は、別途定める受付期間内に「都立学校開放施設使用申込書[施開様式6]」を提出しなければならない。

5 使用承認

登録団体別の使用承認は、施設ごとの開放回数（開放日数×開放区分）を施設別登録団体数で除した回数を限度とする。登録団体間で利用希望日時が重複した場合は、施設開放を円滑かつ公平に運営するために、運営委員長はできる限り必要な調整を行い、やむを得ない場合のみ抽選とする。

運営委員長は使用承認後、使用承認書を交付する。

6 使用団体の責務等

ア 使用団体は構成員の中から管理指導員を選出し、施設使用時は配置しなければならない。

イ 光熱水費負担金は、使用団体が使用前日までに納付書により金融機関において納付する。

ウ 使用団体は、登録証に記載されている都立学校開放施設の使用に関する条件等の決まりを遵守すること。

エ 登録構成団体員は、傷害保険に加入するものとする。

オ 事故が起きた場合は、団体責任者又は管理指導員は速やかに適切な対応を行い、その状況を報告すること。

別表1

団体区分	定義
地域スポーツクラブ	主に「地域」に在住・在勤・在学する者で構成された10名以上の団体で、都が区市町村を対象に行う調査結果により把握し、スポーツ庁に「総合地域スポーツクラブ」として報告している団体
地域青少年スポーツ団体	「地域」に在住・在勤・在学する青少年（児童・生徒・高校生相当の18歳まで）を主な構成員とする10名以上の団体及び主に「地域」に在住する者で構成された青少年の健全育成を目的とする者で構成された10名以上の団体
地域スポーツ団体	主に「地域」に在住・在勤・在学する者で構成された10人以上の団体
障害者団体	障害のある人または障害のある人を支える人で構成された5人以上の団体
スポーツ団体一般	スポーツ活動を目的とした10人以上で構成された広域団体

※「地域」とは福生市及び昭島市、隣接する市町村とする。